

特定技能制度の施行準備状況(受入れ分野)について

【目次】

介護分野	1
ビルクリーニング分野	2
素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野	3
建設分野	4
造船・船用工業分野	5
自動車整備分野	6
航空分野	7
宿泊分野	8
農業分野	9
漁業分野	10
飲食料品製造業分野	11
外食業分野	12

介護分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

- (技能水準) 「介護技能評価試験」(新設)
(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」、
「日本語能力試験(N4以上)」、
「介護日本語評価試験」(新設)

【介護技能評価試験、介護日本語評価試験の準備状況】

介護技能評価試験、介護日本語評価試験については、次のとおり準備を進めている。

- ・実施予定国：「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)の中で、国際交流基金が新たな日本語試験を実施するとされた9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国から順次実施。
- ・本年4月13日、14日にフィリピンで実施予定。

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ① 名称 介護分野における特定技能協議会
- ② 設置時期 2019年4月1日までに設置予定
- ③ 構成員 厚生労働省(事務局)、関係省庁(法、警、外、厚)、業界団体、特定技能所属機関等
- ④ 開催頻度 運営委員会を原則として3月に1回(持ち回りによる開催も可能とする)

3. 大都市圏集中防止策

各都道府県における外国人材受入れの説明会や都道府県の部局長会議等において、介護分野における外国人材受入れの趣旨や取組等について、47都道府県への周知を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の人材確保のための取組等を厚生労働省のホームページに掲載している。今後、協議会における議論等を踏まえ、特定の地域へ特定技能外国人が集中している状況と判断される場合には、当該地域の企業に受入れの自粛を要請することも想定。

4. 広報活動

【説明会】

- ・法務省主催説明会において、3月末までに全47都道府県で実施予定。
- ・その他、地方厚生局8ブロックでの説明会、関係団体主催の説明会等を実施予定。

【ホームページ掲載】

- ・厚生労働省HP内に、広報用ページ「介護分野における新たな外国人材の受入れ(在留資格「特定技能」)について」を開設し、制度概要、試験情報等を掲載。

ビルクリーニング分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

- (技能水準) 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」(新設)
(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」、
「日本語能力試験(N4以上)」

【ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の準備状況】

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験については、試験実施主体である(公社)全国ビルメンテナンス協会と相談しつつ、次のとおり準備を進めている。

- ① 実施予定国：ベトナム(その他検討中)
- ② 2019年度実施予定：秋以降にベトナム等の国外及び国内で実施するよう調整中

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ①名称 ビルクリーニング分野特定技能協議会
- ②設置時期 遅くとも2019年4月中に設置
- ③構成員 厚生労働省(事務局)、業界団体、特定技能所属機関、試験実施主体、関係省庁(法、警、外、厚)等
- ④開催頻度 原則として3月に1回

3. 大都市圏集中防止策

各都道府県における外国人材受入れの説明会に関し、地方での開催について優先的に対応している。今後は、地域的な人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等の定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないう、優良事例の全国周知等を行う予定。さらに、今後協議会における議論等を踏まえ、特定の地域へ特定技能外国人が集中している状況と判断される場合には、当該地域の企業に受入れの自粛を要請することも想定。

4. 説明会の開催状況

【分野別説明会】

- ・業界団体主催の説明会を、東京都、中国(広島県)、北海道(札幌市)、近畿(大阪府)で実施済み。4月に、関東甲信越(東京都)、東北(宮城県)、九州(福岡県)、中部北陸(愛知県)、四国(香川県)で実施予定。
- ・厚生労働省では、自治体担当者向けに2回実施済み。

【合同説明会】

- ・法務省主催説明会において19道府県で実施済。

製造3分野

(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

- (技能水準) 「製造分野特定技能1号評価試験」(新設)
(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」、
「日本語能力試験(N4以上)」

【製造分野特定技能1号評価試験の準備状況】

製造分野特定技能1号評価試験については、製造3分野では業務に応じた19区分の試験を実施(学科及び実技)同一区分内では業種を超えた転職は可能。

- ① 実施予定国 : ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ(※現地語)
- ② 実施予定時期 : 2019年度後半以降、年一回程度実施予定

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ① 名称 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
- ② 設置時期 2019年3月26日に立ち上げ
- ③ 構成員 経済産業省(事務局)、制度所管省庁(法、警、外、厚)、
主要業界団体、特定技能所属機関、等
- ④ 開催頻度 全体会合 年1回程度(書面開催 年3回程度)

3. 大都市圏集中防止策

製造業は、雇用者の割合や技能実習生数が、全国各地に幅広く分布。都市部に集中することなく、広く地域の雇用創出に貢献。協議会における対応政府全体の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の各措置について、製造分野内で確実に周知を図り、活用を促す。

経済産業省として、統計データ等を踏まえ、地域ごとに製造業の人手不足の状況を把握、取組に地域差が生じないよう、新制度・製造分野に係る情報、地域における優良事例、及び、関連する支援施策(中小企業の人手不足対策、相談拠点等)を全国的に周知し、その活用を促す。

4. 広報活動

【分野別説明会】

- ・本省及び9地域の経済産業局において「製造3分野(制度含む)」の説明会を開催

【合同説明会】

- ・法務省による47都道府県説明会に出席、分野の説明・質疑に対応

【ウェブサイトによる情報提供】

- ・経産省ウェブサイトでも特定外国人材の情報を充実化(説明会の映像、資料等)
→ 今後も入管局と協力し、説明会を開催(地域、業界団体等)

建設分野

1. 技能試験の実施に向けた準備状況

(1) 建設分野特定技能1号評価試験（仮称）について、次のとおり準備を進めている。

① 実施予定国

- ・ ベトナム、フィリピン等（調整中）

② 2019年度実施予定

- ・ 2019年度中にベトナム、フィリピンで実施するよう調整中

③ 試験実施主体

- ・ 特定技能外国人受入事業実施法人（※）

※業界団体が共同して設立する、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する法人であって、国土交通大臣の登録を受けたもの。特定技能所属機関は、当該法人又は当該法人を構成する建設業者団体に必ず所属することとなっている。

(2) 建設分野特定技能2号評価試験（仮称）は、2021年度を目途に国内で実施予定。

※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- | | |
|--------|--|
| ① 名称 | 建設分野特定技能協議会 |
| ② 設置時期 | 2019年4月1日までに設置 |
| ③ 構成員 | 国土交通省（事務局）、特定技能外国人受入事業実施法人、関係省庁（法、警、外、厚） |
| ④ 開催頻度 | 原則として3月に1回（持ち回りによる開催も可能とする） |

3. 大都市圏集中防止策

協議会において、地域別の人手不足の状況を定期的に把握するとともに、構成員に対して制度の趣旨や優良事例を周知する、看過しがたい偏在が生じた場合、当該地域での受入れ自粛を要請するなど、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施予定。

4. 広報活動

(1) 分野別説明会

- ・ 東京都において業界団体、都道府県担当者等への説明会を9回実施済、3月末までにさらに2回実施予定
- ・ 4月以降、業界団体、事業者等への説明会を10道府県で各1回実施予定

(2) 合同説明会

- ・ 法務省主催説明会において17都道府県で実施済、3月末までに更に1府で実施予定

(3) ホームページによる広報

- ・ 国土交通省HPにおいて、建設分野に係る分野別運用方針・運用要領、説明会資料等を掲載

造船・船用工業分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

(1) 造船・船用工業分野特定技能1号評価試験（仮称）については、次のとおり準備を進めている。

① 実施予定国

・中国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、タイ 等を中心に検討。

② 2019年度実施予定

・2019年度中に中国で実施するよう調整中。その他の予定国については検討中。

③ 試験実施主体

・一般財団法人日本海事協会

(2) 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（仮称）は、2021年度を目途に実施予定。

※ 試験合格に加えて、監督者としての実務経験を2年以上有することを要件

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- | | |
|--------|--|
| ① 名称 | 造船・船用工業分野特定技能協議会 |
| ② 設置時期 | 2019年4月1日までに設置 |
| ③ 構成員 | 国土交通省（事務局）、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、技能試験実施機関、関係省庁（法、警、外、厚）、有識者 |
| ④ 開催頻度 | 原則として3月に1回（持ち回りによる開催も可能とする） |

3. 大都市圏集中防止策

協議会において、地域別の人手不足の状況を定期的に把握するとともに、構成員に対して制度の趣旨や優良事例を周知する、看過しがたい偏在が生じた場合、当該地域での受入れ自粛を要請するなど、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施予定。

4. 広報活動

(1) 分野別説明会

- ・国土交通省主催の造船・船用工業分野に係る説明会を6都県（東京、兵庫、広島、愛媛、福岡及び長崎）で1回ずつ実施済、以降の予定については未定
- ・上記のほか、業界団体等が主催する説明会を7都府県（東京、宮城、愛知、大阪、広島、香川及び福岡）で計11回実施済、以降の予定については未定

(2) 合同説明会

- ・法務省主催説明会において30都道府県で実施済

(3) ホームページによる広報

- ・国土交通省HPにおいて、造船・船用工業分野に係る分野別運用方針・運用要領、説明会資料等を掲載

自動車整備分野

1. 技能試験の実施に向けた準備状況

自動車整備特定技能評価試験（仮称）について、次のとおり準備を進めている。

（1）実施予定国

・ベトナム、フィリピン等を中心に検討。

（2）2019年度実施予定

・2019年度中にベトナム、フィリピンで実施するよう調整中

（3）試験実施主体

・一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- | | |
|--------|--|
| ① 名称 | 自動車整備分野特定技能協議会 |
| ② 設置時期 | 2019年4月1日までに設置 |
| ③ 構成員 | 国土交通省（事務局）、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、技能試験実施機関、関係省庁（法、警、外、厚）、有識者 |
| ④ 開催頻度 | 原則として3月に1回（持ち回りによる開催も可能とする） |

3. 大都市圏集中防止策

協議会において、地域別の人手不足の状況を定期的に把握するとともに、構成員に対して制度の趣旨や優良事例を周知する、看過しがたい偏在が生じた場合、当該地域での受入れ自粛を要請するなど、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施予定。

4. 広報活動

（1）分野別説明会

・14都府県において業界団体や事業者への説明会を22回実施済、3月末までにさらに6回実施予定

（2）合同説明会

・法務省主催説明会において45都道府県実施済

（3）ホームページによる広報

・国土交通省HPにおいて、自動車整備分野に係る分野別運用方針・運用要領、説明会資料等を掲載

航空分野

1. 技能試験の実施に向けた準備状況

航空分野技能評価試験（仮称）について、次のとおり準備を進めている。

(1) 実施予定国

- ・ フィリピン、ベトナム、モンゴル等を中心に検討中。

(2) 2019 年度実施予定

- ・ 2019 年度中にフィリピン、モンゴルで実施するよう調整中
- ・ その他の予定国については検討中

(3) 試験実施主体

- ・ 公益社団法人日本航空技術協会

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- | | |
|--------|---|
| ① 名称 | 航空分野特定技能協議会 |
| ② 設置時期 | 2019 年 4 月 1 日までに設置 |
| ③ 構成員 | 国土交通省（事務局）、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、関係省庁（法、警、外、厚）、有識者 |
| ④ 開催頻度 | 原則として 3 月に 1 回（持ち回りによる開催も可能とする） |

3. 大都市圏集中防止策

協議会において、地域別の人手不足の状況を定期的に把握するとともに、構成員に対して制度の趣旨や優良事例を周知する、看過しがたい偏在が生じた場合、当該地域での受入れ自粛を要請するなど、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施予定。

4. 広報活動

(1) 分野別説明会

- ・ 東京において業界団体や主要事業者への説明、意見交換会など 10 回実施済、3 月末までにさらに 1 回実施予定

(2) 合同説明会

- ・ 法務省主催説明会において 7 都道府県で実施済。

(3) ホームページによる広報

- ・ 国土交通省 HP において、航空分野に係る分野別運用方針・運用要領、説明会資料等を掲載

宿泊分野

1. 技能試験の実施に向けた準備状況

宿泊業技能測定試験（仮称）については、次のとおり準備を進めている。

(1) 実施予定国

- ・日本国内のほか、ベトナム、ミャンマーで検討（その他の国についても順次検討）

(2) 2019年度実施予定

- ・4月14日（日）に国内各地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施（現在、受験者を募集中）
- ・2019年度早期にベトナムで実施できるよう調整中

(3) 試験実施主体

- ・一般社団法人宿泊業技能試験センター

2. 協議会の設置に向けた準備状況

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ① 名称 宿泊分野特定技能協議会
- ② 設置時期 2019年4月1日に設置・開催予定
- ③ 構成員 国土交通省（事務局）、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、関係省庁（法、警、外、厚）、有識者
- ④ 開催頻度 原則として3月に1回（持ち回りによる開催も可能とする）

3. 大都市圏集中防止策

協議会において、地域別の人手不足の状況を定期的に把握するとともに、構成員に対して制度の趣旨や優良事例を周知する、看過しがたい偏在が生じた場合、当該地域での受入れ自粛を要請するなど、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施予定。

4. 広報活動

(1) 分野別説明会

- ・東京や京都において業界団体や関係事業者への説明など4回実施済、以降の予定については未定

(2) 合同説明会

- ・法務省主催説明会において47都道府県で実施済

(3) ホームページによる広報

- ・観光庁HPにおいて、宿泊分野に係る分野別運用方針・運用要領、説明会資料等を掲載

農業分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

(技能水準) 「農業技能測定試験(耕種農業全般)」(新設)

「農業技能測定試験(畜産農業全般)」(新設)

(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

【農業技能測定試験の準備状況】

農業技能測定試験については、次のとおり準備を進めている。

① 試験実施主体：3月中に決定

② 実施予定国：中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーの7か国を想定

③ 2019年度実施予定：2019年中に各国で実施する方向(試験問題が適切な難易度であるか確認するための試行試験を7月に国内で実施予定)

2. 協議会の設置に向けた準備状況

各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保、農業分野における適正な受入れに関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

① 名称 農業特定技能協議会(全国のほか、地域ブロックでも設置予定)

② 設置時期 全国段階の協議会を3月27日に設置予定(地域ブロック段階は受入れ状況等を見ながら設置予定)

③ 構成員 農林水産省(事務局)、制度所管省庁(法、警、外、厚)、農業団体、特定技能所属機関等

④ 開催頻度 協議会総会又は運営委員会を年4回(書面開催も可能とする。)

3. 大都市圏集中防止策

- ・農林水産省において、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知。
- ・農業特定技能協議会において、人手不足状況や課題等を把握し、対応方策を検討・協議。
- ・農業は農村地域で営まれることから、分野別運用方針において「農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な関連業務の範囲について柔軟に対応する」と明記しており、農業特定技能協議会において、農村地域の事情から想定しうる関連業務の範囲について検討・協議。

4. 広報活動の状況

【ホームページ(HP)による広報】

- ・昨年12月に農林水産省HPから分野別運用方針・運用要領の閲覧を可能とし、以降、農業分野での受入れに関する説明会資料、Q&AをHPに順次掲載。
- ・法務省主催説明会において農業分野の技能実習における優良事例を紹介。引き続き、幅広く優良事例を収集し、HPへの掲載等により国内外に発信。

【説明会】

- ・1～3月にかけて、農業関係者向け全国説明会を東京都で3回開催(予定を含む)。地域ブロック説明会を10箇所で開催し、合計で約900名が参加。
- ・3月末までに法務省主催説明会を全国47都道府県において実施。

漁業分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

(技能水準) 「漁業技能測定試験(漁業)」(新設)

「漁業技能測定試験(養殖業)」(新設)

(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

【漁業技能測定試験の準備状況】

漁業技能測定試験については、次のとおり準備を進めている。

- ① 試験実施主体：3月中に決定
- ② 実施予定国：インドネシア、ベトナム、中国、フィリピンの4か国を想定
- ③ 2019年度実施予定：2019年度中に各国で実施する方向（試験問題が適切な難易度であるか確認するための試行試験を上記実施予定国等で実施）

2. 協議会の設置に向けた準備状況

各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保、漁業分野における適正な受入れに関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ① 名称 漁業特定技能協議会（協議会のほか、幹事会を設置予定）
- ② 設置時期 協議会を3月27日に設置予定（必要に応じて部会を設置）
- ③ 構成員 農林水産省（事務局）、漁業団体（共同事務局）、制度所管省庁（法、警、外、厚等）、関係団体（全日海等）、特定技能所属機関等
- ④ 開催頻度 原則として協議会を年に1回、幹事会を3月に1回（書面開催も可能とする。）

3. 大都市圏集中防止策

- ・農林水産省において、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知。
- ・漁業特定技能協議会において、人手不足状況や課題等を把握し、対応方策を検討・協議。
- ・漁業は漁村地域で営まれることから、分野別運用方針において「漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する」と明記しており、地域の雇用確保のため、本規定を的確に運営。
- ・外国人材受入れ環境整備事業により、漁業に従事する外国人材を地域社会に円滑に受入れ、共生を図るために漁業協同組合等が行う相談窓口設置等の環境整備の取組を支援。

4. 広報活動の状況

【ホームページ(HP)による広報】

- ・昨年12月に水産庁HPから分野別運用方針・運用要領の閲覧を可能とし、以降、漁業分野での受入れに関する説明会資料(Q&A含む)、告示を順次掲載。

【説明会】

- ・2月下旬から3月上旬にかけて、漁業における外国人材受入れに係る説明会を10都道府県18箇所で開催。このうち、全国ブロック説明会(7会場)には合計で約640名が参加。
- ・3月末までに法務省主催説明会を全国47都道府県において実施。うち39都道府県で漁業分野について説明。

飲食料品製造業分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

(技能水準) 「飲食料品製造業技能測定試験」(新設)

(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

【飲食料品製造業技能測定試験の準備状況】

飲食料品製造業技能測定試験については、次のとおり準備を進めている。

- ① 試験実施主体：3月中に決定
- ② 実施予定国：業界団体からの要望も踏まえ、決定予定。(中国、ベトナム等の5か国を想定)
- ③ 2019年度実施予定：2019年中に各国で実施する方向(試験問題が適切な難易度であるか確認するための試行試験を7月に国内で実施予定)

2. 協議会の設置に向けた準備状況

各地域に必要な特定技能外国人の受入れの確保、飲食料品製造業分野における適正な受入れに関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

- ① 名称 食品産業特定技能協議会(外食業分野と共同設置。水産加工分科会を設置予定)
- ② 設置時期 協議会を3月29日に設置予定
- ③ 構成員 農林水産省(事務局)、制度所管省庁(法、警、外、厚)、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、学識経験者等
- ④ 開催頻度 原則として3月に1回(書面開催も可能とする。)

3. 大都市圏集中防止策

- ・農林水産省において、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知。
- ・協議会において、人手不足状況や課題等を把握し、対応方策を検討・協議。
- ・飲食料品製造業分野の特性に即して、業種や地域的な偏りが見られる場合には、協議会の分科会を活用して対応方策を検討・協議。
- ・「飲食料品製造業技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施。なお人手不足が顕著な地域がある場合には、試験の頻度等の調整に努める。

4. 広報活動の状況

【ホームページ(HP)による広報】

- ・昨年12月に農林水産省HPから分野別運用方針・運用要領の閲覧を可能とし、以降、飲食料品製造業分野での受入れに関する説明会資料をHPに順次掲載。
- ・適正な外国人材受入れの参考となるよう、飲食料品製造業分野における優良事例を掲載予定。

【説明会】

- ・10～3月にかけて、水産加工を含む飲食料品製造業関係者向け説明会を13都道府県25箇所で開催し、合計で約2,800名が参加。
- ・3月末までに法務省主催説明会を全国47都道府県において実施。

外食業分野

1. 試験の実施に向けた準備状況

【特定技能1号に係る試験】

(技能水準) 「外食業技能測定試験」(新設)

(日本語能力) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

【外食業技能測定試験の準備状況】

外食業技能測定試験については、次のとおり準備を進めている。

① 試験実施主体：3月中に決定

② 実施予定国：ベトナム(その他の実施国については、業界の意向を踏まえ検討)

③ 2019年度実施予定：4月25日に国内(東京・大阪)で実施予定。ベトナムは早期に実施を検討。10月以降は国内(10か所程度)及び国外(ベトナム以外の国については業界の意向を踏まえ検討)で実施する方向(年2回程度)

2. 協議会の設置に向けた準備状況

各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保、外食業分野における適正な受入れに関する協議等を行うための協議会について、次のとおり準備を進めている。

① 名称 食品産業特定技能協議会(飲食料品製造業分野と共同設置)

② 設置時期 協議会を3月29日に設置予定

③ 構成員 農林水産省(事務局)、制度所管省庁(法、警、外、厚)、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、学識経験者等

④ 開催頻度 原則として3月に1回(書面開催も可能とする。)

3. 大都市圏集中防止策

- ・農林水産省において、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知。
- ・協議会において、人手不足状況や課題等を把握し、対応方策を検討・協議。
- ・「外食業技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施する。
- ・なお人手不足が顕著な地域がある場合は、その地域における試験の頻度等の調整に努める。

4. 広報活動の状況

【ホームページ(HP)による広報】

- ・昨年12月に農林水産省HPから分野別運用方針・運用要領の閲覧を可能とし、以降、外食業分野での受入れに関する説明会資料をHPに順次掲載。

【説明会】

- ・10～3月にかけて、食品産業関係者向けの説明会を9都道府県17箇所で開催し、合計で約2,300名が参加。
- ・3月末までに法務省主催説明会を全国47都道府県において実施。